



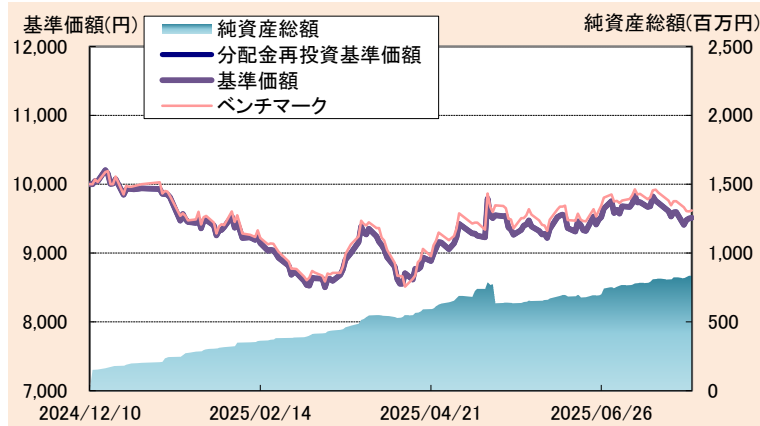
たわら  
ノーロード

たわらノーロード インデックスNifty50

追加型投信／海外／株式（インデックス型）

## 運用実績

### 運用実績の推移



（設定日：2024年12月11日）

基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配金再投資基準価額＝前日分配金再投資基準価額×（当日基準価額÷前日基準価額）（※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み）

基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。

ベンチマークはNifty50指数（配当込み、円換算ベース）であり、設定日の値を10,000円として計算しています。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

### 騰落率（税引前分配金再投資）

|        | 1ヵ月    | 3ヵ月   | 6ヵ月    | 設定来    |
|--------|--------|-------|--------|--------|
| ファンド   | -2.50% | 4.04% | 1.42%  | -4.90% |
| ベンチマーク | -2.36% | 4.01% | 2.30%  | -3.82% |
| 差      | -0.14% | 0.02% | -0.88% | -1.08% |

※ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来のファンドの騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

### 組入上位10業種

### 組入上位10銘柄

基準日時点で現物株式の組み入れはありません。

### 基準価額・純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 9,510 円 |
| 純資産総額 | 834 百万円 |

※基準価額は1万口当たり

### ポートフォリオ構成

|        |         |
|--------|---------|
| 実質組入比率 | 199.9 % |
| 現物組入比率 | 0.0 %   |
| 先物組入比率 | 199.9 % |
| 現金等比率  | 100.0 % |
| 組入銘柄数  | 0       |

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

※先物組入比率は、株価指数先物と外国為替先物などを合計して表示しています。

※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

### 分配金実績（税引前）※直近3年分

初回決算が2025年10月14日のため  
基準日現在分配実績はありません

※分配金は1万口当たり

※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

※ 当資料は7枚ものです。

※ P.5の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

○ Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

・ Nifty50インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)\*への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所等に上場する株式(上場予定を含みます。)\*に実質的に投資します。なお、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引、日本や米国の短期国債、上場投資信託証券に実質的に投資を行う場合があります。

(\*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

・ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

※マザーファンドにおいて、Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、株価指数先物取引、日本や米国の短期国債、上場投資信託証券を活用する場合があります。特に、設定当初については、インドの現物株式を取引するための現地口座開設までに一定の時間を要します。それまでの間、株価指数先物取引等を中心に運用を行います。

※マザーファンドにおいて、通貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替先物取引や外国為替予約取引を活用する場合があります。

※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

Nifty50指数について

Nifty50指数は、インド国立証券取引所に上場している浮動株調整後の時価総額、流動性等の基準を用いて選定した様々なセクターの優良企業上位50社の株式で構成される株価指数です。構成銘柄のウェイト算出方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替は半年ごとに行われます。1995年11月3日を基準日とし、基準日の指数値を1,000として、インド・ルピー建てで計算されています。

当ファンドは、NSE INDICES LTDによって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。NSE INDICES LTDは、当ファンドの受益者または一般のいかなる人に対しても、有価証券投資全般または当ファンドへの投資の是非、あるいはNifty50指数のインド株式市場全体のパフォーマンスへの連動性について、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明もしくは保証も行いません。NSE INDICES LTDとアセットマネジメントOne株式会社との関係は、アセットマネジメントOne株式会社や当ファンドと関係なくNSE INDICES LTDが決定、構成、算出する指数およびその指数に関する商標および商号の使用許諾に関するものに限られます。NSE INDICES LTDは、Nifty50指数を決定、構成、算出するにあたり、アセットマネジメントOne株式会社や当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。NSE INDICES LTDは、当ファンドの設定におけるタイミング、価格、数量の決定、または当ファンドを換金する際の算式の決定や計算に関与しておらず、それらの責任を負いません。NSE INDICES LTDは、当ファンドの管理、販売、または取引に関して義務や責任を負いません。NSE INDICES LTDは、Nifty50指数やその中に含まれるデータの正確性および完全性を保証するものではなく、その誤り、欠落、障害に対していかなる責任も負いません。NSE INDICES LTDは、アセットマネジメントOne株式会社、当ファンドの受益者、またはその他の個人や団体がNifty50指数やその中に含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も行いません。NSE INDICES LTDは、明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も行わず、指数やその中に含まれるデータに関して、商品性、特定の目的や使用に対する適合性のすべての保証を明示的に否認します。上記に関わらず、NSE INDICES LTDは、いかなる直接的、特別的、懲罰的、間接的、または結果的損害(逸失利益を含む)も含めて、当ファンドに関連するあらゆる損害や損失について、たとえそのような損害の可能性について通知されていたとしても、何ら責任を負いません。投資家は、当ファンドを購入することにより、上記の免責事項を承認、理解、承諾したものとみなされ、これに拘束されるものとします。

○ ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

・ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。

・ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

○ 年1回決算を行います。

・毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※ 当資料は7枚ものです。

※ P.5の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 株価変動リスク…………… 株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるため、基準価額が大きく下落する場合があります。
- 為替変動リスク…………… 為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため、為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。
- カントリーリスク…………… 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式や通貨の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。
- 信用リスク…………… 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。
- 流動性リスク…………… 有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格に影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式に実質的に投資する場合、先進国の株式に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)                                                                                                                                                                                                                                        |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                            |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                            |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                 |
| 購入・換金申込不可日         | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>・インド国立証券取引所の休業日      ・シンガポール証券取引所の休業日      ・ムンバイの銀行の休業日<br>・シンガポールの銀行の休業日      ・ニューヨークの銀行の休業日                                                                                                                        |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                     |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                                                                               |
| 信託期間               | 無期限(2024年12月11日設定)                                                                                                                                                                                                                                           |
| 繰上償還               | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合<br>・対象インデックスが改廃された場合<br>・やむを得ない事情が発生した場合                                                                                            |
| 決算日                | 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                        |
| 収益分配               | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                           |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。 |

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

|                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。<br>※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。<br>※上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示しておりません。 |                                                                                                                                                                                                          |
| ●投資者が直接的に負担する費用                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                          |
| 購入時手数料                                                                                                                                                             | ありません。                                                                                                                                                                                                   |
| 換金手数料                                                                                                                                                              | ありません。                                                                                                                                                                                                   |
| 信託財産留保額                                                                                                                                                            | ありません。                                                                                                                                                                                                   |
| ●投資者が信託財産で間接的に負担する費用                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                          |
| 運用管理費用(信託報酬)                                                                                                                                                       | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.2805%(税抜0.255%)</b>                                                                                                                                                             |
| その他の費用・手数料                                                                                                                                                         | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |



## 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入る有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点（2025年8月12日）のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

### ◆委託会社およびファンドの関係法人◆

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社  
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください

### ◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694  
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

※ 世界産業分類基準（GICS）は、MSCI Inc.（MSCI）およびStandard & Poor's Financial Services LLC（S&P）により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類（並びにこれらの使用から得られる結果）に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなせず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害（逸失利益を含みます。）につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。

※ 当資料は7枚ものです。

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2025年8月12日現在

| 商号                | 登録番号等                    | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 備考 |
|-------------------|--------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号  | ○           | ○                           | ○                           |                                    |    |
| 株式会社SBI証券         | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号  | ○           |                             | ○                           | ○                                  |    |
| 楽天証券株式会社          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | ○           | ○                           | ○                           | ○                                  |    |
| マネックス証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | ○           | ○                           | ○                           | ○                                  |    |
| 松井証券株式会社          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号 | ○           |                             | ○                           |                                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。  
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。  
○印は協会への加入を意味します。

2025年8月12日現在

| 商号                                      | 登録番号等                  | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 備考 |
|-----------------------------------------|------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品<br>取引業者 株式会社SBI証券)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号  | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取<br>引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品<br>取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号  | ○           |                             | ○                           |                                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。  
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)